

馬頭最終処分場（仮称）に係る環境保全計画

平成 29 年 3 月

栃木県

目次

1	趣旨	1
2	目的	1
3	事後調査実施の考え方	1
4	事後調査項目等	1
4.1	大気質	3
4.2	水質・水象	4
4.3	土壌	7
4.4	騒音・振動	8
4.5	悪臭	9
4.6	植物（生態系を含む。）	10
4.7	動物（生態系を含む。）	13
5	事後調査実施時期	17
6	事後調査結果の公表	17
7	項目詳細	18
7.1	水質・水象	18
7.2	土壌	19

1 趣旨

馬頭最終処分場整備運営事業を実施するに当たり、平成 27 年 5 月に「馬頭最終処分場に係る事業実施のための環境影響評価書」（以下、「環境影響評価書」という。）を決定したところであるが、一部の環境項目については、環境保全措置の効果を検証するための事後調査を必要としている。

本計画書は、環境影響評価書に基づき専門家の意見を得た上で、その事後調査の手法・項目・地点・実施主体等を具体化した計画として策定するものである。

2 目的

環境影響評価書の内容を踏まえ、事後調査により環境保全措置の効果を検証するとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、より一層環境への影響の回避・低減を図る。

3 事後調査実施の考え方

事後調査は、「①予測及び評価結果の不確実性の程度が大きい場合、②環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合、③効果が判明するまでに時間を要する環境保全措置を講じた場合に行う」としている栃木県環境影響評価技術指針（平成 11 年栃木県告示第 367 号）に準拠し、本事業の特性を踏まえて実施する。

なお、調査の手法、項目、地点については、環境影響評価書における予測評価手法等を基本とする。

4 事後調査項目等

事後調査を実施する環境項目は、環境影響評価書に基づき、大気質、水質・水象、土壌、騒音・振動、悪臭、植物及び動物の 7 項目とする。調査の概要等を下表に示し、各項目の詳細は、以下のとおりとする。

事後調査等の概要

環境項目	時期	地点	内容	実施主体
大気質	工事中	事業区域周辺民家付近等	粉じん	県
水質・水象	工事中	備中沢及び小口川	河川水質	県
	施設供用後 ～施設閉鎖	備中沢及び小口川	河川水質及び河川底質	県
		地下水モニタリング井戸 ・地下水集水ピット ・地下水観測井戸 ・事業区域周辺民家井戸	地下水水質及び地下水位 (地下水位は地下水集水 ピットを除く)	県 PFI 事業者
土壌	施設供用後 ～埋立終了	事業区域周辺民家付近等	土壌	県
騒音・振動	工事中 ～埋立終了	事業区域周辺民家付近等	環境騒音・振動	県
		道路沿道	道路交通騒音・振動	県
悪臭	施設供用後 ～埋立終了	事業区域周辺民家付近等	悪臭	県

環境項目	時期	地点	内容	実施主体
植物 (生態系を含む。)	工事実施前	改変区域内	(移植のための事前調査を実施)	県
	工事中	改変区域内	(貴重種が確認された場合、改変区域外に移植)	県 PFI 事業者
		里山保全エリア	貴重種を中心とした植物相	県
	移植後	移植地点	移植対象種の生育状況及び生育環境	県
	施設供用後 ～埋立終了	里山保全エリア	貴重種を中心とした植物相	県
動物 (生態系を含む。)	工事実施前	改変区域内の水辺 (備中沢の支川及びため池)	(移植のための事前調査を実施)	県
		事業区域周辺	(猛禽類の繁殖状況等)	県
	工事中	改変区域内の水辺 (備中沢の支川)	(貴重種が確認された場合、改変区域外に移植)	県 PFI 事業者
		里山保全エリア	指標動物の生息状況	県
		事業区域周辺	猛禽類の繁殖状況等	県
		工事用道路	ロードキルの状況	県 PFI 事業者
	移植後	移植地点	移植対象種の生息状況	県
	施設供用後 ～埋立終了	備中沢 (移植地点の上下流)	移植した魚類、昆虫類等の生息状況	県
		新たに整備する水辺	移植した貴重種を含む鳥類、魚類、昆虫類等の生息状況	県
		里山保全エリア	指標動物の生息状況	県
		事業区域周辺	猛禽類の繁殖状況等	県
		場内道路	ロードキルの状況	PFI 事業者

4.1 大気質

(1) 調査内容

調査時期等については、表 4.1.1 のとおりとし、調査は県が実施する。

表 4.1.1 調査時期等

時期	地点	内容	回数	項目
工事中	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	粉じん	年2回	降下ばいじん

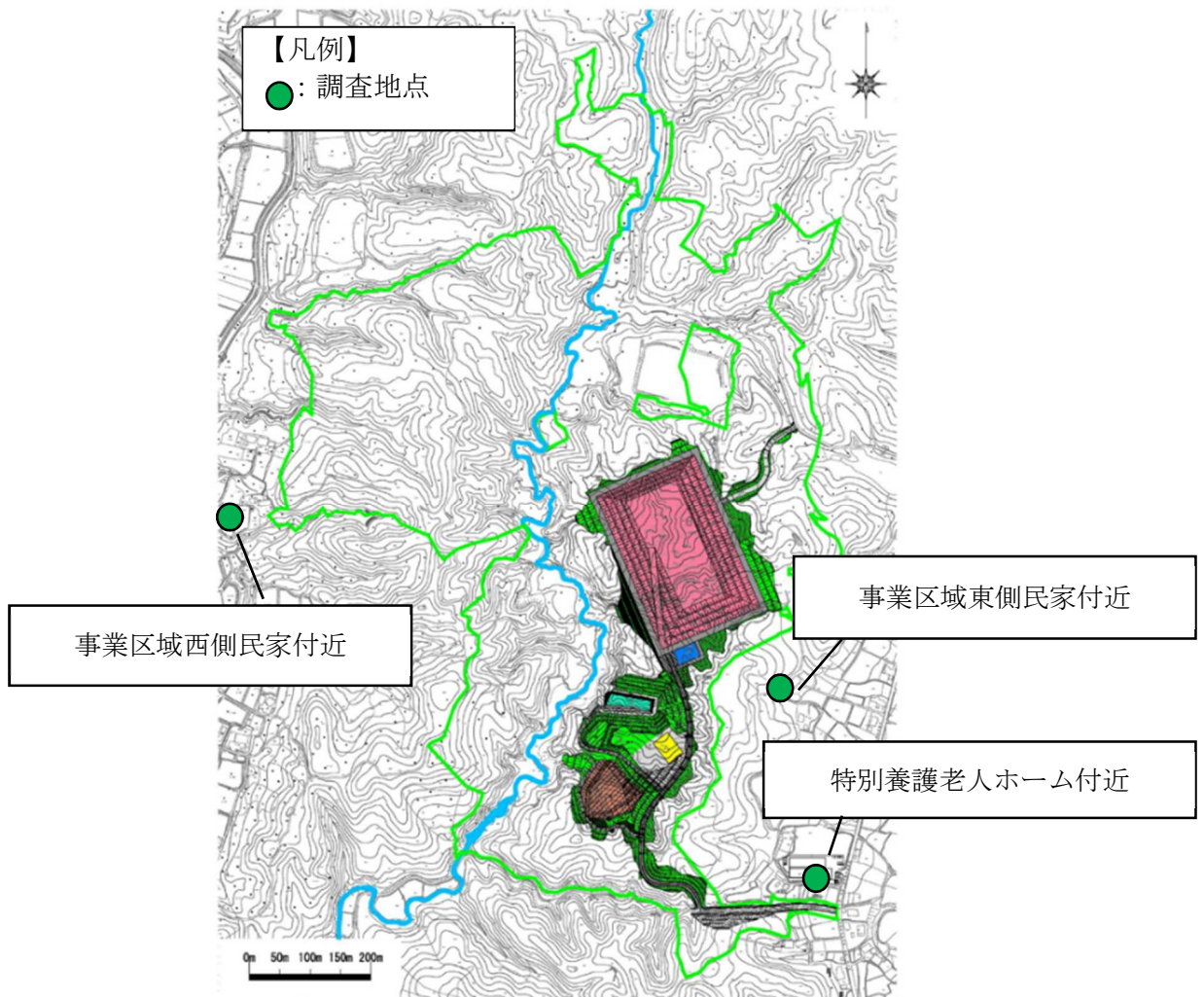
(2) 調査方法

ダストジャー法（衛生試験法・注解：日本薬学会編）によるものとし、1回の調査期間は1ヶ月とする。

(3) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書の予測地点とし、図 4.1.1 に示す。

図 4.1.1 調査地点



4.2 水質・水象

(1) 調査内容

調査時期等については、表 4.2.1 のとおりとする。

なお、地下水集水ピット及び地下水観測井戸は、施設設置に伴い設定することから、事後調査の比較対象とするため、施設供用前に調査を 1 回実施する。

表 4.2.1 調査時期等

時期	地点		内容	回数	項目	実施主体
工事中	備中沢及び小口川 (各 1 か所)		河川水質	年 2 回 (降雨時)	浮遊物質	県
施設供用後 ～施設閉鎖	備中沢及び小口川 (各 1 か所)		河川水質	年 1 回	健康項目(27 項目) ※ 生活環境項目(5 項目)※ 電気伝導率 塩化物イオン ダイオキシン類	県
			河川底質	年 1 回	底質項目(26 項目) ※ ダイオキシン類	県
	地下水モニタリング井戸	地下水集水 ピット (1 か所)	地下水水質	常時	水素イオン濃度 電気伝導率	PFI 事業者 (PFI 事業終了後は県)
				月 1 回	塩化物イオン	
		年 4 回	健康項目(28 項目) ※ ダイオキシン類			
	地下水観測 井戸 (4 か所)	地下水水質 及び 地下水位	月 1 回	水素イオン濃度 電気伝導率 塩化物イオン	PFI 事業者 (PFI 事業終了後は県)	
年 4 回			健康項目(28 項目) ※ ダイオキシン類 地下水位			
事業区域周辺 民家井戸 (3 か所)	地下水水質 及び 地下水位	年 1 回	健康項目(28 項目) ※ ダイオキシン類 地下水位	県		

※項目の詳細は、「7 項目詳細 7.1 水質・水象」(P18 及び P19) に示す。

(2) 調査方法

調査方法は、表 4.2.2 のとおりとする。

表 4.2.2 調査方法

対象	方法
河川水質	<ul style="list-style-type: none">・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)・「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和 49 年環境庁告示 64 号)・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)
河川底質	<ul style="list-style-type: none">・「底質調査方法について」(平成 24 年 8 月 8 日環水大水発 120725002 号)・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)
地下水水質	<ul style="list-style-type: none">・「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」(平成 10 年環境庁・厚生省告示第 1 号)・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)・「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年環境庁・厚生省告示第 1 号)

(3) 調査地点

河川水質及び河川底質の調査地点は、環境影響評価書の予測地点とする。

また、地下水モニタリング地点は、施設の設置に伴い設定する地下水集水ピット及び地下水観測井戸並びに環境影響評価の現況調査を行った事業区域周辺民家井戸とし、各地点は図 4.2.1 及び図 4.2.2 に示す。

図 4.2.1 河川及び事業区域周辺民家井戸調査地点

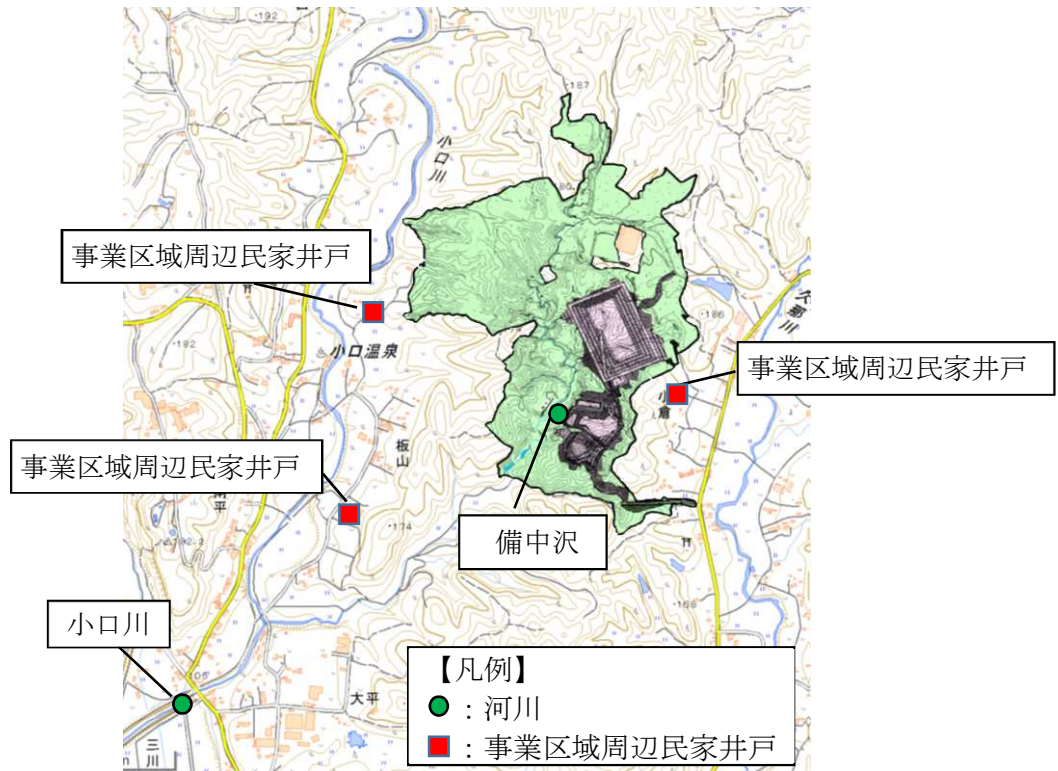
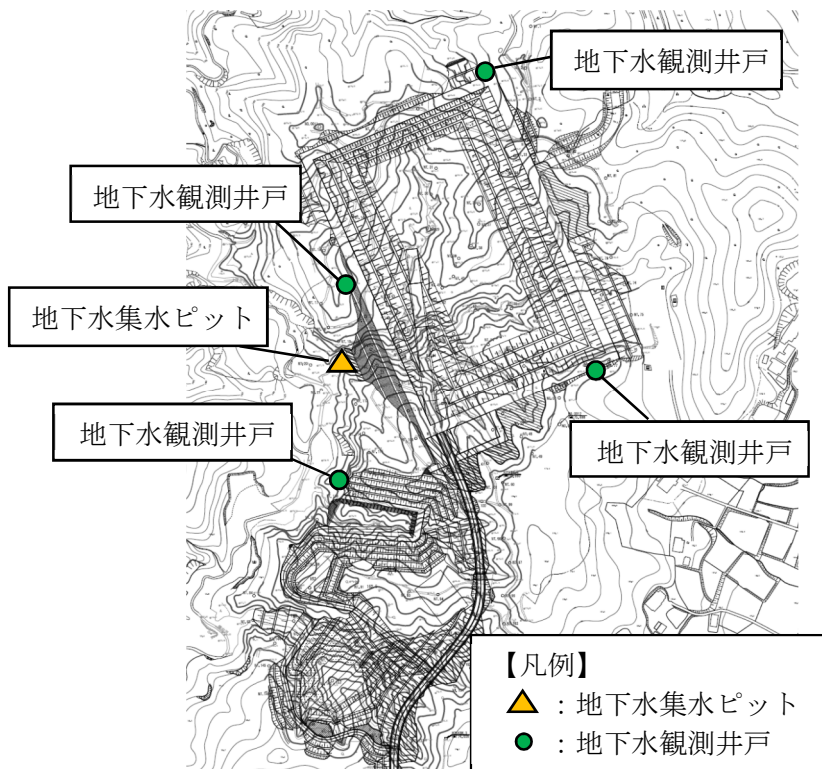


図 4.2.2 地下水集水ピット及び地下水観測井戸調査地点



4.3 土壌

(1) 調査内容

調査時期等については、表 4.3.1 のとおりとし、調査は県が実施する。

なお、調査地点では事前の調査を実施していないことから、事後調査の比較対象として施設供用前に調査を 1 回実施する。

表 4.3.1 調査時期等

時期	地点	内容	回数	項目
施設供用後 ～埋立終了	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	土壌	年 1 回	土壌環境基準項目(26 項目)※ ダイオキシン類

※項目の詳細は、「7 項目詳細 7.2 土壌」(P19) に示す。

(2) 調査方法

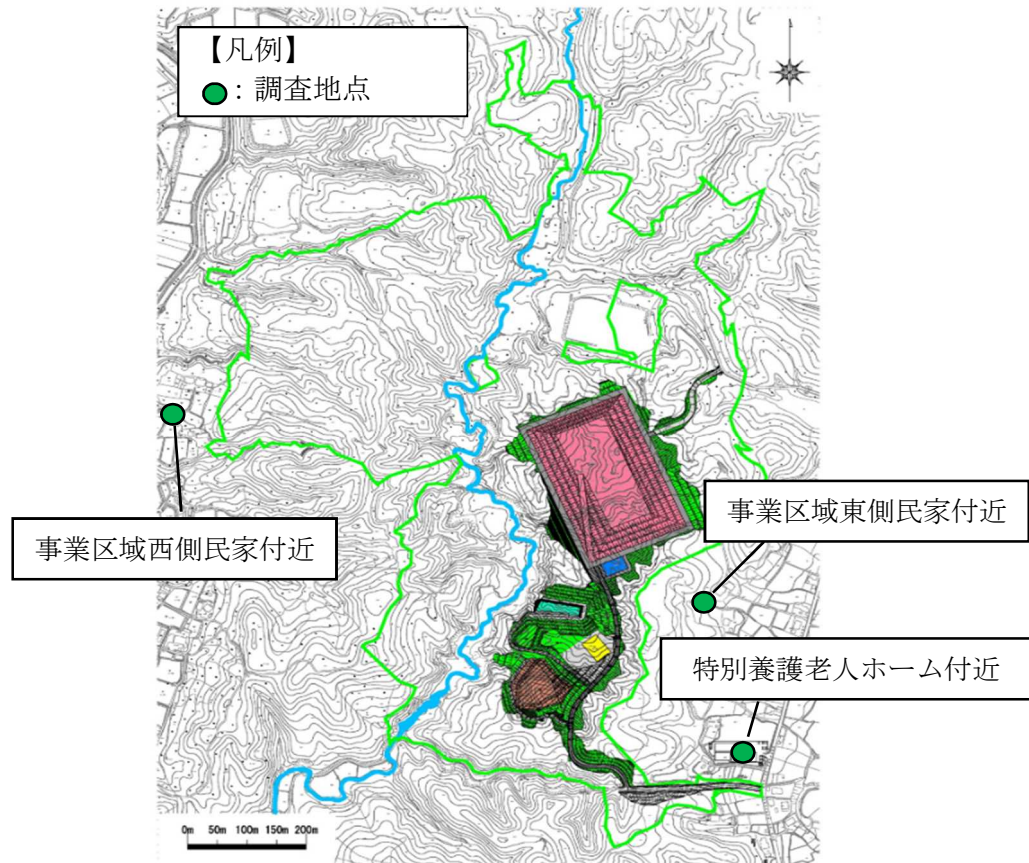
次の方法による。

- ・「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)
- ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

(3) 調査地点

環境影響評価書では、施設の存在・供用時の予測を事業区域周辺の人家を含む地域として行っており、調査地点は、当該地域内の 3 か所とし、図 4.3.1 に示す。

図 4.3.1 調査地点



4.4 騒音・振動

(1) 調査内容

調査時期等については、表 4.4.1 のとおりとし、調査は県が実施する。

表 4.4.1 調査時期等

時期	地点	内容	回数	項目
工事中～ 埋立終了	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	環境騒音 環境振動	年 1 回	環境騒音レベル 環境振動レベル
	特別養護老人ホーム前の 道路沿道	道路交通騒音 道路交通振動	年 1 回	道路交通騒音レベル 道路交通振動レベル

(2) 調査方法

調査方法は、表 4.4.2 のとおりとする。

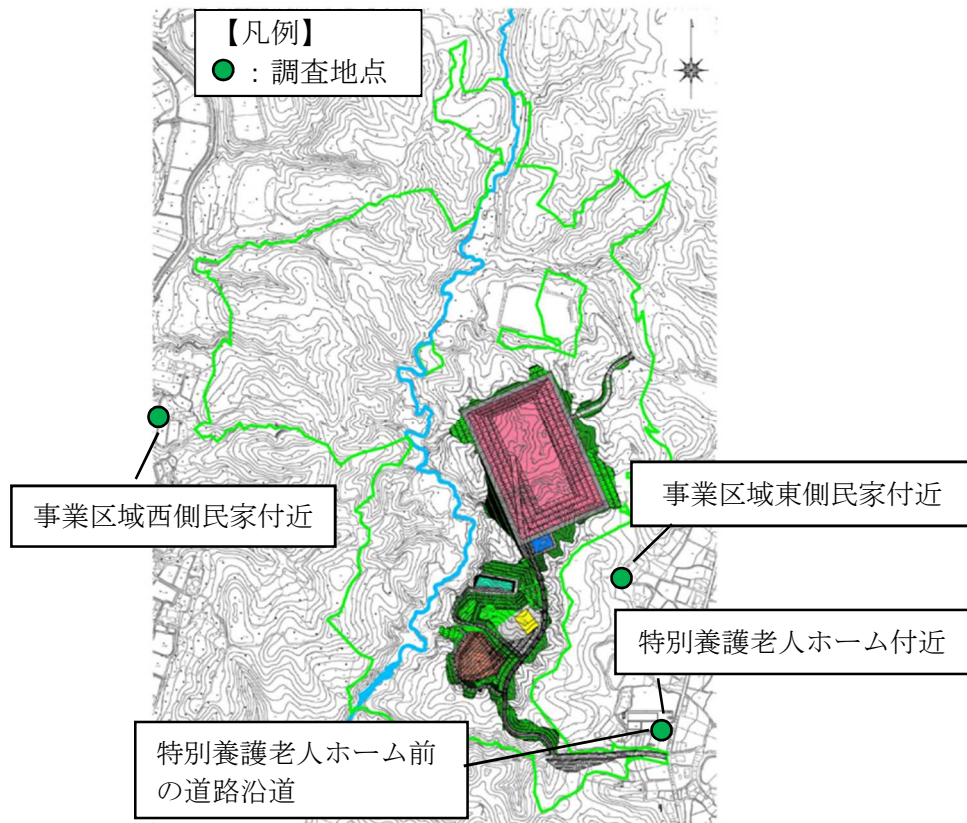
表 4.4.2 調査方法

対象	方法
環境騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
環境振動	日本工業規格 Z8735 「振動レベル測定方法」
道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
道路交通振動	振動規制法施行規則 (昭和 51 年総理府令第 58 号)

(3) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書の予測地点とし、図 4.4.1 に示す。

図 4.4.1 調査地点



4.5 悪臭

(1) 調査内容

調査時期等については、表 4.5.1 のとおりとし、調査は県が実施する。

表 4.5.1 調査時期等

時期	地点	内容	回数	項目
施設供用後 ～埋立終了	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	悪臭	年 1 回	臭気指数

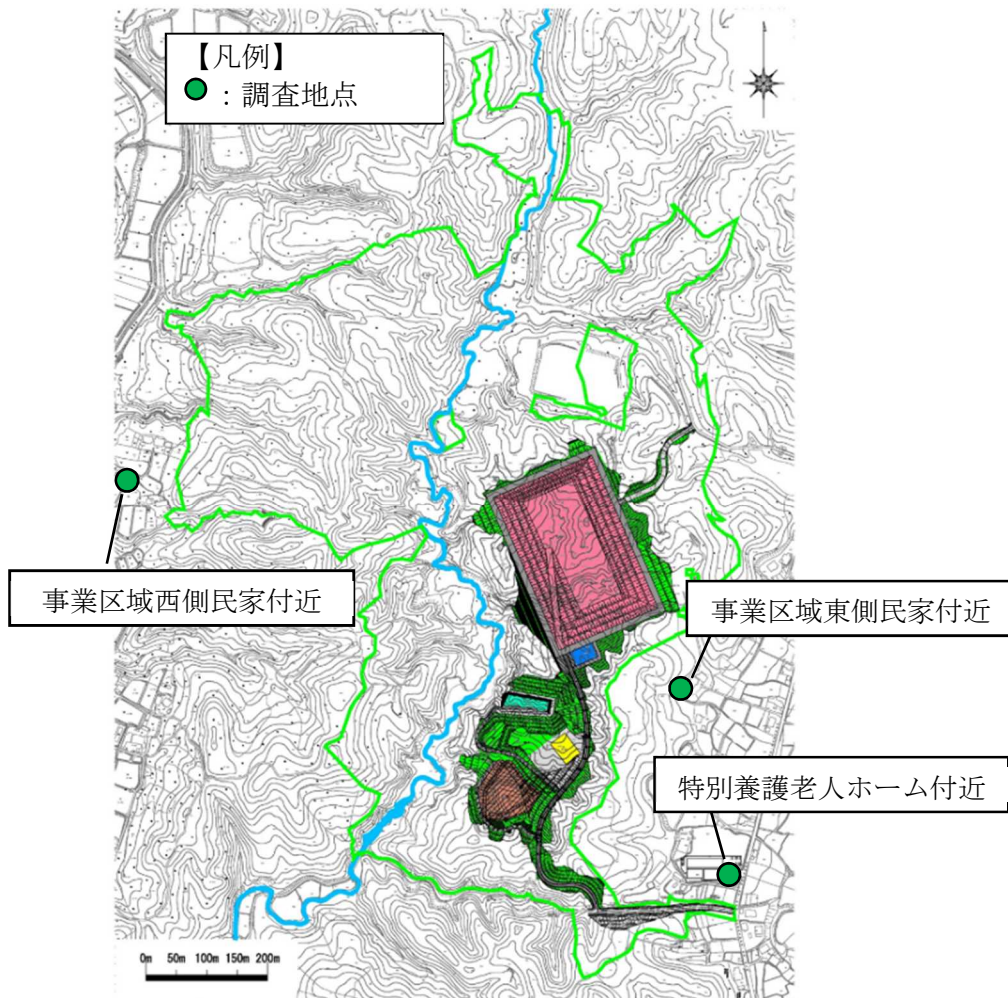
(2) 調査方法

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環境庁告示第 63 号)による。

(3) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書の予測地点とし、図 4.5.1 に示す。

図 4.5.1 調査地点



4.6 植物（生態系を含む。）

植物にかかる環境保全措置として、移植を実施する場合には、(1)に基づき、その種の生態を十分に把握した上で行うとともに、(2)に基づき事後調査を実施する。

(1) 移植の基本的考え方

改変区域内で生育が確認された移植対象種3種（エビネ、キンラン、ヒシ）を中心に、工事実施前に、改変区域内における貴重種の生育地点及び移植先の調査を行い、改変区域内で確認された個体について改変区域外に移植する。

また、工事中に、改変区域内で貴重種が確認された場合は、工事実施主体（県又はPFI事業者）が改変区域外に移植する。

ア 移植対象種の生態等

現況調査で確認された改変区域内の移植対象種の生態等は、表4.6.1のとおりである。

表4.6.1 移植対象種の生態等

種名	栽培事例	生活型	生育環境
エビネ	容易	常緑多年草	林内に生育する。風通しの良い環境に好んで群生する。
キンラン	困難	夏緑多年草	疎林内や林縁に生育する。やや日当たりが良く乾き気味で、ササなどの下草が生えていない環境を好む。
ヒシ	容易	一年草	湖沼、溜池、よどんだ水路などに生育する一年生の浮葉植物。水深2m以下の水域に生育する。

イ 移植方法

種ごとの具体的な移植の方法は、表4.6.2のとおりとする。

また、全ての方法において植物体を傷つけないよう配慮するほか、移植後のモニタリングのためのマーキングを行う。なお、移植時の感染症を予防するための薬剤散布は、必要に応じて行う。

表4.6.2 移植方法

種名	移植の方法
エビネ	地上部と根茎を採取する。移植ごて等で定植する。
キンラン	移植器・重機を使用し、共生菌・土壌構造を維持した状態で個体を採取する。採取した土壌構造ごと移植器等で定植する。
ヒシ	泥土ごと根茎を採取し、定植する。

ウ 移植先

移植先は、同種の自生している場所が適地である。エビネ、キンランについては、自生地が確認されている里山保全エリアを移植先とする。ヒシは、同種の自生場所が事業区域内にないことから、人工的に新たな水辺を整備し移植先とする。

(2) 調査内容

工事や施設供用による周辺環境への影響を確認するとともに、環境影響評価書において、移植個体の生育及び移植先として整備した環境に変化が生じる可能性があるとして予測していることから、以下の調査を実施し、順応的管理を行う。

調査時期等については表 4.6.3 のとおりとし、調査範囲は、図 4.6.1 に示す。

○工事中

里山保全エリアにおいて、工事による生態系への影響を確認するため、貴重種を中心に植物相調査を実施する。

○移植後

移植地点において、移植後 3 年間、移植個体の定着状況確認のため、生育状況及び生育環境の調査を実施する。

○施設供用後

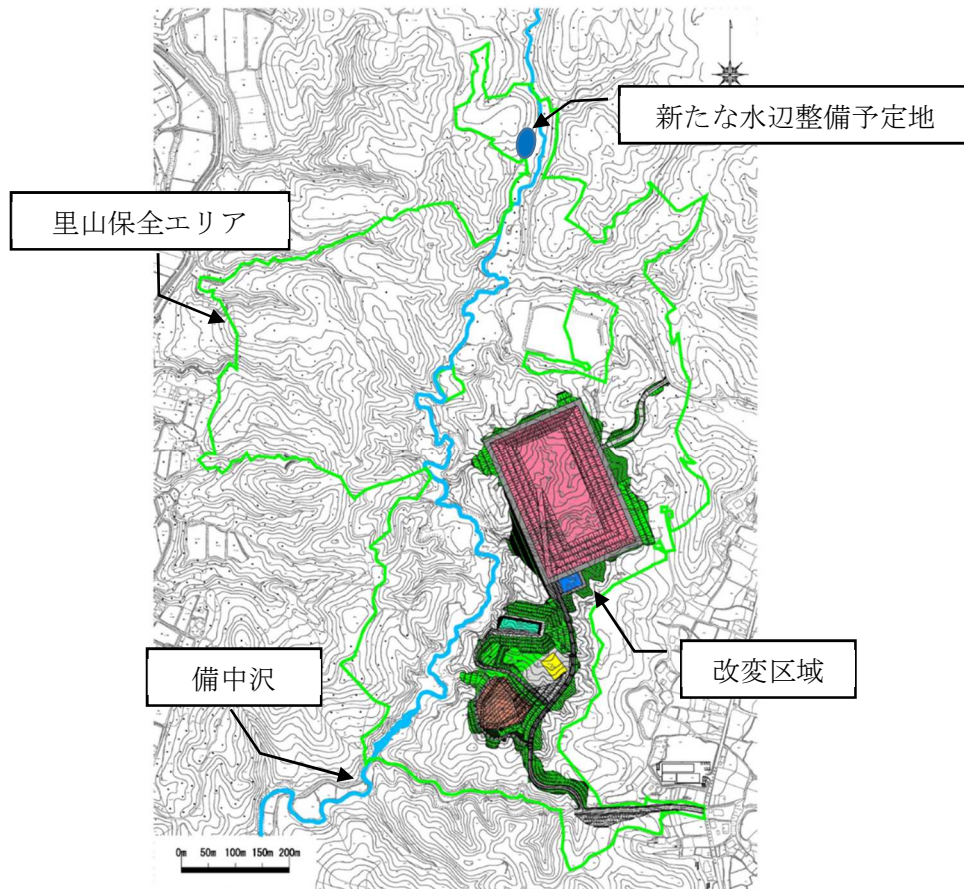
里山保全エリアにおいて、施設供用後 1 年、3 年、6 年、以後 3 年ごとに埋立終了まで、貴重種を中心に植物相調査を実施する。調査結果によっては、生育環境を改善するための状況に応じた管理を実施する。

表 4.6.3 調査時期等

時期	範囲	回数	内容	実施主体
工事実施前	変更区域内	—	(移植のための事前調査を実施)	県
工事中	変更区域内	—	(貴重種が確認された場合、変更区域外に移植)	県 PFI 事業者 ※
	里山保全エリア	年 1 回	貴重種を中心とした植物相	県
移植後	移植地点	年 1 回	移植対象種の生育状況及び生育環境	県
施設供用後	里山保全エリア	調査実施年毎に年 1 回	貴重種を中心とした植物相	県

※それぞれの工事範囲で実施

図 4.6.1 調査範囲



(3) 調査方法

植物相は、調査範囲内を任意に踏査し、生育している貴重種を記録する。

生育状況及び生育環境の調査は、対象種の株数、葉の枚数及び状態、草丈、開花又は結実等の状況、日照、周辺植生、水分条件等を記録する。

4.7 動物（生態系を含む。）

動物における環境保全措置として、移殖を実施する場合、(1)に基づき、その種の生態を十分に把握した上で行うとともに、(2)に基づき事後調査を実施する。

(1) 移殖の基本的考え方

生息が確認された保全対象種は表 4.7.1 のとおりであり、下線を引いた昆虫類 5 種、魚類 4 種は、移殖対象種である。

工事実施前に、改変区域内の水辺における移殖対象種を中心とした貴重種の生息地点及び移殖先の調査を行い、改変区域内で確認された個体について改変区域外に移殖する。

また、工事中に、改変区域内の水辺で貴重種が確認された場合には、工事実施主体（県又は PFI 事業者）が、改変区域外に移殖する。

表 4.7.1 現況調査で確認された保全対象種

分類	種名
鳥類	オシドリ、マガモ、オオタカ、サシバ
両生類	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル
昆虫類	<u>オゼイトトンボ</u> 、 <u>トラフトンボ</u> 、 <u>ヨツボシトンボ</u> 、 <u>チョウトンボ</u> 、 <u>サラサヤンマ</u> 、 <u>ムカシヤンマ</u> 、ゲンジボタル、ヘイケボタル、 <u>クチナガハバチ類</u>
魚類	<u>キンブナ</u> 、 <u>アブラハヤ</u> 、 <u>ドジョウ</u> 、 <u>シマドジョウ</u> 、 <u>ホトケドジョウ</u>
底生生物	ゲンジボタル

※表中の下線は、改変区域内で確認された移殖対象種

ア 移殖対象種の生態等

現況調査で確認された改変区域内の移殖対象種の生態等は表 4.7.2 のとおりである。

表 4.7.2 移殖対象種の生態等

分類	種名	生息環境
昆虫類	オゼイトトンボ	平地や低山地では、古い池沼や休耕田に、山地ではスゲ類などが繁茂する湿原の池沼やミツガシワ、ヨシなどが繁茂する湧水による小川などに生息している。
	トラフトンボ	平地や丘陵地の水生植物の多い、比較的深く、大きな池沼に生息している。
	ヨツボシトンボ	寒冷な浅い池沼や湿地に生息している。
	チョウトンボ	ヨシの生えた池沼に生息している。
	クチナガハバチ類	食草であるヨゴレネコノメソウが生育する細流に生息している。
魚類	キンブナ	河川の中・下流域の流れのおだやかな場所や、これらに連なる細流または半自然水路（農業用水路など）の水生植物の繁茂する水域に生息している。
	アブラハヤ	ヤマメのすむ河川の上流の渓流域から中流域が主な生息域で、護岸がコンクリートで固められたような河川改修の行われた細流や半自然水路（農業用水路など）にも生息している。
	ドジョウ	河川の中流域から下流域にかけて、また、これにつながる用水路、水田、湿地などに生息している。
	ホトケドジョウ	丘陵地や扇状地の湧水地帯の流れのゆるやかな細流及び半自然水路の源流域や河川の支川域に生息している。

イ 移殖方法

種ごとの具体的な移殖の方法は、表 4.7.3 のとおりとする。

表 4.7.3 移殖方法

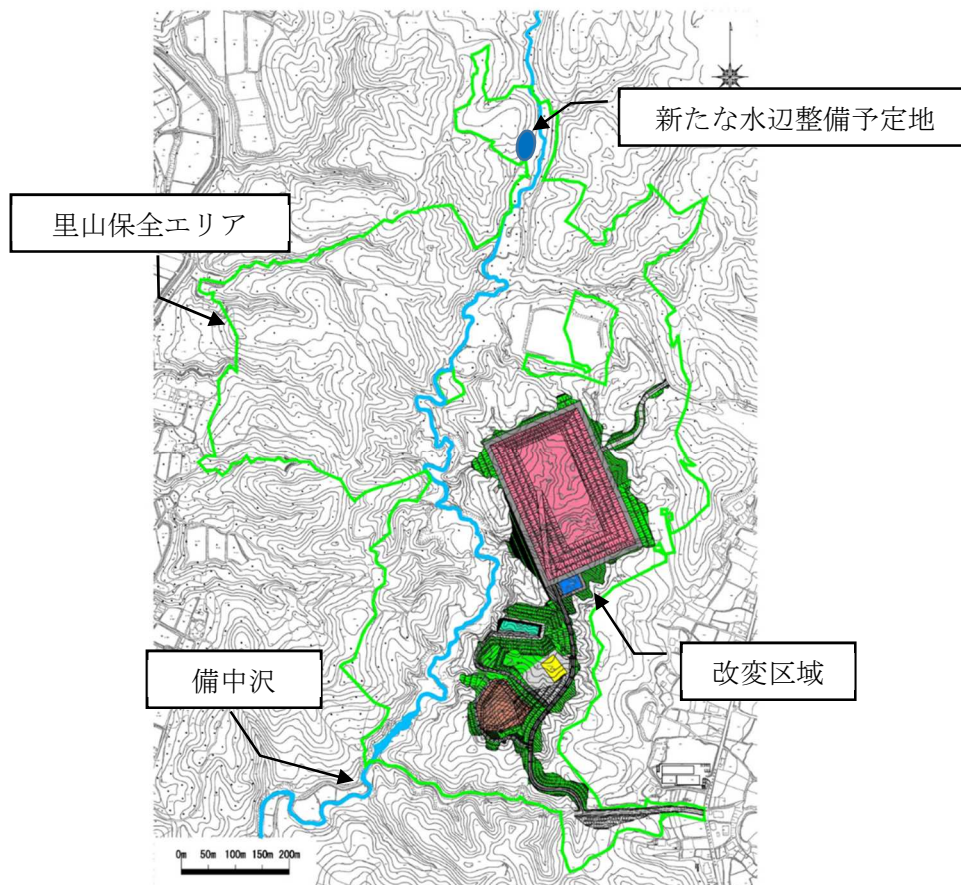
分類	種名	方法	
昆虫類	オゼイトトンボ トラフトンボ ヨツボシトンボ チョウトンボ	池の泥ごと幼虫を採取し、新たに整備する水辺に移殖する。	
	クチナガハバチ類	食草とともに土壌基盤をそのまま移殖する。	
	魚類	キンブナ ドジョウ	投網やわなにより、ため池に生息する個体を捕獲し、新たに整備する水辺に移殖する。
		アブラハヤ ホトケドジョウ	網やわなにより、備中沢支川に生息する個体を捕獲し、備中沢本川の上流に移殖する。

ウ 移殖先

移殖先は、生息地と類似の環境を選定することが必要である。備中沢支川に生息する昆虫類、魚類は、類似の環境を有し同種が生息する備中沢とし、消失するため池に生息する昆虫類、魚類については、人工的に整備する新たな水辺とする。

なお、新たな水辺の整備に当たっては、環境の多様性と静穏性に配慮した構造、配置とする。新たな水辺の整備予定地を図 4.7.1 に示す。

図 4.7.1 新たな水辺整備予定地及び調査範囲



(2) 調査内容

工事や施設供用による生態系への影響を確認するため、指標動物としてイタチ、オオムラサキ及びオゼイトトンボの生息状況調査を実施するとともに、環境影響評価書において、移殖環境、猛禽類の営巣位置に変化が生じる可能性があるとして予測していることから、以下の調査を実施し、順応的管理を行う。

調査時期等については、表 4.7.4 のとおりとし、調査範囲は、図 4.7.1 に示す。

なお、猛禽類に配慮しながら、事業を実施するため、工事実施前から生息及び繁殖状況の調査を実施する。

○工事中

里山保全エリアにおいて、工事による生態系への影響を確認するため、指標動物の生息状況調査を実施する。

工事による猛禽類への影響を確認するため、生息及び繁殖状況の調査を実施する。

工事による動物への影響を確認するため、工事実施時は毎日、工事用道路において、哺乳類、鳥類等のロードキルの状況を調査する。

○移殖後

移殖地点において、移殖後3年間、移殖動物の生息状況（魚類、昆虫類等）調査を実施する。

○施設供用後

備中沢（移殖地点の上下流）において、移殖した貴重種を中心に生息状況（魚類、昆虫類）調査を実施する。

新たに整備する水辺において、移殖した貴重種を含め生息状況（鳥類、魚類、昆虫類等）調査を実施する。調査結果によっては、貴重種の生息空間や種の多様性を改善するための状況に応じた管理を実施する。

里山保全エリアにおいて、指標動物の生息状況調査を実施する。

それぞれの地点での調査は、いずれも施設供用後1年、3年、6年、以後3年ごとに埋立終了まで実施する。

施設供用による猛禽類への影響を確認するため、生息及び繁殖状況の調査を施設供用後3年まで実施する。

なお、施設供用による動物への影響を確認するため、施設稼働時は毎日、場内道路におけるロードキルの状況を調査する。

表 4.7.4 調査時期等

時期	範囲	対象	回数	内容	実施主体
工事実施前	改変区域内の水辺（備中沢の支川、ため池）	魚類、昆虫類等	—	（移殖のための事前調査を実施）	県
	事業区域周辺	猛禽類	2～8月に月1～2回	（生息及び繁殖状況調査を実施）	県
工事中	改変区域内の水辺（備中沢の支川）	魚類、昆虫類等	—	（貴重種が確認された場合、改変区域外に移殖）	県 PFI 事業者 ※
	里山保全エリア	指標動物	年1回	指標動物の生息状況	県
	事業区域周辺	猛禽類	2～8月に月1～2回	生息及び繁殖状況	県
	工事中道路	哺乳類、鳥類	毎日	ロードキルの状況	県 PFI 事業者
移殖後	移殖地点	魚類、昆虫類等	年1回	移殖対象種の生息状況	県
施設供用後～埋立終了	備中沢（移殖地点の上下流）	魚類、昆虫類等	調査実施年毎に年1回	移殖した貴重種を中心とした生息状況	県
	新たに整備する水辺	鳥類、魚類、昆虫類等	調査実施年毎に年1回	移殖した貴重種を含む生息状況	県
	里山保全エリア	指標動物	調査実施年毎に年1回	指標動物の生息状況	県
	事業区域周辺	猛禽類	2～8月に月1～2回	生息及び繁殖状況	県
	場内道路	哺乳類、鳥類	毎日	ロードキルの状況	PFI 事業者

※それぞれの工事範囲で実施

(3) 調査方法

生息状況調査は、表 4.7.5 に示す方法で実施する。
ロードキルは、目視により確認し、記録する。

表 4.7.5 生息状況調査方法

対象	方法
哺乳類（イタチ）	任意踏査（フィールドサイン調査）、センサーカメラ調査
鳥類（猛禽類以外）	定点調査（新たな水辺を対象）
鳥類（猛禽類）	定点調査、繁殖状況調査
昆虫類	任意採集
魚類	任意採集

5 事後調査実施時期

実施時期は、表 5 のとおりとする。

表 5 実施時期

時期 項目	工事実施前	工事中	施設供用後～ 埋立終了	埋立終了～ 施設閉鎖
大気質				
水質・水象				
土壌				
騒音・振動				
悪臭				
植物	(貴重種の移植)			
動物	(貴重種の移植等)			

※植物、動物については、施設供用開始後 1 年、3 年、6 年、以後 3 年ごとに調査を実施する。

6 事後調査結果の公表

事後調査の結果については、年 1 回報告書を作成し、県のホームページ等で公表する。

7 項目詳細

7.1 水質・水象

(1) 健康項目

項目	河川水質 健康項目 (27項目)	地下水水質 健康項目 (28項目)
カドミウム	○	○
全シアン	○	○
鉛	○	○
六価クロム	○	○
砒素	○	○
総水銀	○	○
アルキル水銀	○	○
PCB	○	○
ジクロロメタン	○	○
四塩化炭素	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	
1,2-ジクロロエチレン		○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○
トリクロロエチレン	○	○
テトラクロロエチレン	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○
チウラム	○	○
シマジン	○	○
チオベンカルブ	○	○
ベンゼン	○	○
セレン	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○
ふっ素	○	○
ほう素	○	○
1,4-ジオキサン	○	○
塩化ビニルモノマー		○

(2) 生活環境項目(5項目)

項目
水素イオン濃度
生物化学的酸素要求量
浮遊物質
溶存酸素量
大腸菌群数

(3) 底質項目(26項目)

項目	
泥温	鉄
色度	マンガン
臭気	総クロム
外観	酸溶出クロム
水素イオン濃度	六価クロム
乾燥減量	砒素
強熱減量	シアン化合物
総水銀	PCB
アルキル水銀	ヘキサクロロシクロヘキサン
カドミウム	硫化物
鉛	全窒素
銅	全リン
亜鉛	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量

7.2 土壌

土壌環境基準項目(26項目)

項目	
カドミウム	シス-1,2-ジクロロエチレン
全シアン	1,1,1-トリクロロエタン
有機燐	1,1,2-トリクロロエタン
鉛	トリクロロエチレン
六価クロム	テトラクロロエチレン
砒素	1,3-ジクロロプロペン
総水銀	チウラム
アルキル水銀	シマジン
PCB	チオベンカルブ
ジクロロメタン	ベンゼン
四塩化炭素	セレン
1,2-ジクロロエタン	ふっ素
1,1-ジクロロエチレン	ほう素